

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料減免のフローチャート

はい



いいえ



新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（保険料減免を受ける被保険者と住民上票同一世帯に属する者。以下「生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った。



新型コロナウイルス感染症の影響によって、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である。
※転職や自主退職により収入が減少した場合等は除く



生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下である。



非該当



申請

《問合せ》

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

担 当 蕨市 介護保険室 介護保険料担当

T E L 048-433-7835 (直通)